

## えりも町自治会を応援する条例(案)

(前文)

私たちのまちえりも町は、海、山、森林など豊かな自然の恵みを活かした漁業と観光を中心とした地域として発展してきた。

その中で、自治会は、自主的な活動をする地域の団体として、長年にわたり地域コミュニティの中心的な担い手の役割を果たすとともに、行政の大切なパートナーとして、地域の課題等に共同で取り組み、安全で安心して暮らせる地域づくりのために、大きく寄与してきた。

しかし、近年の急速な人口減少、少子高齢化や核家族化、人々の価値観及び生活形態の多様化等により、自治会への加入や自治会の活動への参加は減少傾向にあり、地域のコミュニティの希薄化がみられる状況となっている。

一方、地震、豪雨、台風など大規模な自然災害が多く発生する近年の状況から、人と人とのつながりや助け合いの大切さ、共助の重要性が再認識されており、その中核となる自治会の活性化は、取り組むべき喫緊の課題である。

そこで、地域住民、自治会、事業者及び町が自治会の重要性を再認識し、互いに連携し、協働して地域住民の自治会への加入と自治会の活動への参加を促進することで、安全で安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、地域における自治会の重要性に鑑み、基本理念に基づいて地域住民、自治会、事業者、住宅関連事業者の役割並びに町の責務を明らかにするとともに、お互いに連携し、協働して地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加を促進することにより、誰もが安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 町内の一定の区域に居所を有する住民の地縁に基づき形成された自治組織をいい、自治会及び連合自治会をいう。
- (2) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (3) 住宅関連事業者 町内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理(以下「住宅の建築等」という。)を業として行う者(これらの代理又は媒介する者を含む。)をいう。

(基本理念)

**第3条** 自治会への応援は、次の各号に掲げる事項に留意することを基本理念として

行わなければならない。

- (1) 地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重すること。
- (2) 自治会の地域社会における役割の重要性を理解すること
- (3) 自治会の自立性及び地域性を尊重すること
- (4) 地域住民、自治会、事業者、住宅関連事業者及び町の相互理解と協働により行われること  
(地域住民の役割)

**第4条** 自らが地域の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会が重要な役割を担っていることを理解する。

- 2 地域住民は、自らが居住する地域の自治会に加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。  
(自治会の役割)

**第5条** 自治会は、防災や防犯活動その他の安全で安心な住みよい地域社会の形成に資する活動に努めるものとする。

- 2 自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、地域住民が自治会の重要性の理解を深めるよう努めるものとする。
- 3 地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めるものとする。
- 4 自治会は、その活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるものとする。  
(事業者の役割)

**第6条** 事業者は自治会の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、地域の活性化の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、当該従業員が居住する地域の自治会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。  
(住宅関連事業者の役割)

**第7条** 住宅関連事業者は、自治会への加入及び活動の促進に関する町の施策に協力するよう努めるものとする

- 2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供するよう努めるものとする。  
(町の責務等)

**第8条** 町は、自治会と協働して安全で安心な住みよいまちづくりの推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 町は、地域住民が自発的に自治会に加入し、積極的に活動に参加できるようにする

ために必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 3 町は、自治会の組織及び活動を維持するために必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 4 町は、地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加の促進に関する相談、情報の提供、助言等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 町は、地域住民の自治会への加入及び活動への参加の促進に関する理解を深めるために積極的な広報及び啓発を行うよう努めるものとする。
- 6 町は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会の負担にならないよう配慮するものとする。
- 7 町は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を勧奨し、及び当該職員が自治会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

(委任)

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。